

2 審判長は、特許無効審判においては、事件が審決をするのに熟した場合であつて第百六十四条の二第一項の審決の予告をしないとき、又は同項の審決の予告をした場合であつて同条第二項の規定により指定した期間内に被請求人が第百三十四条の二第一項の訂正の請求若しくは第十七条の四第一項の補正をしないときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。第百六十四条の次に次の一条を加える。

(特許無効審判における特則)

第百六十四条の二 審判長は、特許無効審判の事件が審決をするのに熟した場合において、審判の請求に理由があると認めるときその他の経済産業省令で定めるときは、審決の予告を当事者及び参加人にしなければならない。

2 審判長は、前項の審決の予告をするときは、被請求人に対し、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定しなければならない。

3 第百五十七条第二項の規定は、第一項の審決の予告に準用する。

第百六十五条中「同条第三項から第五項まで」を「同条第五項から第七項まで」に改める。

第百六十七条中「何人も、」を削り、「確定審決の登録があつたときは」を「審決が確定したときは、当事者及び参加人は」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(審決の確定範囲)

第百六十七条の二 審決は、審判事件ごとに確定する。ただし、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより確定する。

- 一 請求項ごとに特許無効審判の請求がされた場合であつて、一群の請求項ごとに第百三十四条の二第一項の訂正の請求がされた場合、当該一群の請求項ごと
- 二 一群の請求項ごとに訂正審判の請求がされた場合、当該一群の請求項ごと
- 三 請求項ごとに審判の請求がされた場合であつて、第一号に掲げる場合以外の場合、当該請求項ごと

第百七十四条第一項中「第百五十六条から第百六十条まで」を「第百五十六条第一項、第三項及び第四項、第百五十七条から第百六十条まで、第百六十七条の二本文」に改め、同条第二項中「から第百五十七条まで」を「、第百五十五条第一項から第三項まで、第百五十六条第一項、第三項及び第四項、第百五十七条」に、「第百六十八条」を「から第百六十八条まで」に改め、同条第三項中「及び第三項」を「及び第四項」に、「第百五十六条」を「及び第四項、第百五十六条第一項、第三項及び第四項」に改め、「第百六十五条」の下に「、第百六十七条の二」を加える。

第百七十八条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「請求書」の下に「又は第百三十四条の二第一項の訂正の請求書」を加える。

第百八十条の見出し中「通知」を「通知等」に改め、同条中「訴の」を「訴えの」に改め、同条に次の一項を加える。

2 裁判所は、前項の場合において、訴えが請求項ごとに請求された特許無効審判又はその審判の確定審決に対する再審の審決に対するものであるときは、当該訴えに係る請求項を特定するために必要な書類を特許庁長官に送付しなければならない。

第百八十一条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「第一項」を「前項」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第二項の規定による審決の取消しの決定」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、審決の取消しの判決が、第百三十四条の二第一項の訂正の請求がされた一群の請求項のうち一部の請求項について確定したときは、審判官は、審理を行うに際し、当該一群の請求項のうちその他の請求項についての審決を取り消さなければならない。

第百八十一条第五項を同条第二項とする。

第百八十二条を次のように改める。

(裁判の正本等の送付)

第百八十二条 裁判所は、第百七十九条ただし書に規定する訴えについて次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、それぞれ当該各号に定める書類を特許庁長官に送付しなければならない。

- 一 裁判により訴訟手続が完了した場合、各審級の裁判の正本
- 二 裁判によらないで訴訟手続が完了した場合、訴訟手続が完了した訴えに係る請求項を特定するために必要な書類

第百八十四条の四第一項中「限る」の下に「。以下この条において同じ」を加え、同条第三項中「次項」を「以下この条」に改め、「範囲の翻訳文」の下に「(以下「明細書等翻訳文」という。)」を加え、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前項の規定により取り下げられたものとみなされた国際特許出願の出願人は、国内書面提出期間内に当該明細書等翻訳文を提出することができなかつたことについて正当な理由があるときは、その理由がなくつた日から二月以内で国内書面提出期間の経過後一年以内に限り、明細書等翻訳文並びに第一項に規定する図面及び要約の翻訳文を特許庁長官に提出することができる。

5 前項の規定により提出された翻訳文は、国内書面提出期間が満了する時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

第百八十四条の六第三項中「第四項」を「第六項」に改める。

第百八十四条の九第一項中「の規定」を「又は第四項の規定」に、「第百八十四条の四第一項ただし書」を「同条第一項ただし書」に、「出願審査の請求の後」を「出願審査の請求の後、第百八十四条の四第四項の規定により明細書等翻訳文が提出された外国語特許出願については当該明細書等翻訳文の提出の後」に改め、同条第二項第五号中「同条第四項」を「同条第六項」に改める。

第百八十四条の十一に次の一項を加える。

4 第一項に規定する者が、特許管理人により第百八十四条の四第四項の規定による手続をしたときは、前二項の規定は、適用しない。

第百八十四条の十二第二項中「第百八十四条の四第一項」の下に「又は第四項」を加え、同条第二項中「同条第四項」を「同条第六項」に、「図面」を「図面」に改め、同条第二項及び第三十

四条の三第一項において同じ。に、「又は第四項」を「又は第六項」に改める。

第百八十四条の十二の二中「第百八十四条の四第一項」の下に「又は第四項」を加え、「又は仮通

常実施権」を削る。

第百八十四条の十四中「第三十條第一項又は第三項」を「第三十條第二項」に、「一」を「いずれかに」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

第百八十四条の十五第四項中「第百八十四条の四第四項」を「第百八十四条の四第六項」に、「第

百八十四条の四第六項」を「第四十八條の四第六項」に改める。

第百八十四条の十六中「にあつては同項」の下に「又は同条第四項」を加える。

第百八十四条の十七中「第百八十四条の四第一項及び」を「第百八十四条の四第一項又は第四項及び」に改める。

第百八十四条の十九中「第百二十六條第三項」を「第百二十六條第五項」に改める。

第百八十五条中「第百二十六條第六項(第百三十四條の二第五項)」を「第百二十六條第八項(第百三十四條の二第九項)」に、「第百三十二條第一項」を「第百二十八條(第百三十四條の二第九項)において準用する場合を含む。」「第百三十二條第一項」に改める。

第百八十六条第一項中「(第三項において「証明等」という。)」を削り、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第百九十五条第九項第一号中「第三十九條第七項」を「第三十九條第六項」に改める。

第百九十五条の二中「次に掲げる者」を「自己の特許出願について出願審査の請求をする者に、」に、「に乏しい者として」を「を考慮して」に改め、「自己の特許出願について」を削り、同条各号を削る。